



ABILITIES JUSCO

イオングループ障害者雇用特例子会社として約 40 年

就労定着支援事業

～安心・安定した職業生活を支える為に～

就労移行支援事業
2019 年度定着率

93.7%

2019 年度就労者数 111 名のうち
継続就労者 104 名

働きながら（就職後）抱える「困った」を支援させていただきます

■ 就労定着支援事業とは

平成 30 年度 4 月より新設された障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス（就労支援サービス）になります。職場でのお困りごとや生活での不安など安心・安定した就労生活を営めるようサポートさせていただきます。

■ 利用対象となる方

障がいをお持ちの方で就労移行支援、就労継続支援、自立訓練、生活介護などの利用を経て一般就労へ移行し、6 カ月を経過～3 年未満の方。

★★こんなお困りごとありませんか？★★

- ・ 職場で病気や障がいに関して相談できる人がいない
- ・ 仕事を続ける上での不安がある（安心した就労生活を送りたい）
- ・ 職場で上手く伝わらない事があり、困っている

■ ご利用にあたり必要となる物

- ・ ①医師の診断書 ②障がい者手帳 ③自立支援医療受給者手帳 のいずれか

■ ご利用期間について

- ・ 3 年間

■ ご利用料に関して（ご本人負担）について

障害者総合支援法に定められている訓練等給付費サービス内容に基づきます。

前年の収入状況や世帯収入額により 1 割負担が発生する場合がございます（およそ月額 1,040 円～3,200 円）。なお、生活保護世帯、低所得世帯の方に関しましては費用負担ございません（0 円）。詳しくはお住いの各市町村窓口にてご確認下さい。

■ご利用の流れ



■就労移行支援サービス利用者の場合



- ※ 就労移行支援事業の手続きと同様に、
就労定着支援事業につきましても再度受給手続きが必要となります。
- ※ 当センター（アビリティーズジャスコ）の利用者以外の方も、
就労定着支援事業をご利用頂く事が出来ます。

■所在地

アビリティーズジャスコ 古川センター

〒989-6232
宮城県大崎市古川沢田字筒場浦 15 番
イオンタウン古川内
※古川駅より車で 15 分
フリーダイヤル 0120-046-150
古川センター直通 0229-25-6160

（ご利用対象）

利用を経て一般就労へ移行し、
6 カ月を経過～3 年未満の方。

